

令和 2 年 月 日

古賀市長 田辺 一城 様

古賀市環境審議会  
会長 薛 孝夫

「古賀市版環境カウンセラー制度」について（答申）（案）

平成 31 年 3 月 28 日付 30 古環発第 1595 号で諮問がありました標記の件について慎重に審議を重ねた結果、下記のとおりまとめましたので、答申いたします。

記

1. 古賀市の環境教育を推進するために

第 2 次古賀市環境基本計画においては、年齢層に応じた環境教育・学習の充実を図るため、『古賀市版「環境カウンセラー」制度を創設する』ことを取組のひとつに掲げています。持続可能な未来や社会の構築のために行動できる人の育成のためには、本制度により古賀市の環境教育を充実、発展させていくことが必要と考えます。

2. 「古賀市版環境カウンセラー制度」の名称について

環境省所管の環境カウンセラー登録制度との混同を避けるため、「古賀市環境人材バンク制度」を用いることとしました。

また、この「古賀市環境人材バンク制度」に、より裾野を広げた人材を登録し、市民、学校、事業者といった多様な主体が環境教育の担い手として関わってもらいたいという観点から、登録する人材を「古賀市環境アドバイザー」「古賀市環境サポーター」の 2 種類に分けて運用することが有効であると判断しました。

3. 「古賀市版環境カウンセラー制度」策定の基本的な考え方について

- (1) 市民や学校、事業者等の多様な主体が活躍できるよう、登録しやすく、かつ利用しやすい制度であること。
- (2) 環境活動団体に限らず、市民・学校・事業者・市の事業など多種多様な場面で利用できる制度であること。
- (3) 環境教育を実践する市民や活動団体、事業者など、多様な主体との共働で取り組む制度であること。
- (4) 市内の活動団体がさらに活性化できるよう、連携を行う制度であること。
- (5) 既存の人材だけでなく、これまで環境に関わっていなかった人材や若い世代が参加しやすい制度であること。

4. 「古賀市版環境カウンセラー制度」案について

次頁「古賀市環境人材バンク制度について」

# 「古賀市環境人材バンク」制度について

## 1. 制度の概要について

### (1) 名称と制度の目的について

第2次古賀市環境基本計画において取組のひとつとして掲げている『古賀市版「環境カウンセラー」制度』の名称は、「古賀市環境人材バンク」制度とする。本制度では、古賀市で行われている多くの環境教育活動を発展させつつ、市民、団体、学校、事業所など、さまざまな場所で環境教育を行う担い手を育成するとともに、人の環、活動の場を広げることを目的とし、持続可能な社会づくりの担い手を育む教育（ESD：Education for Sustainable Development）の視点を踏まえ、「地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）」社会の実現のための持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）の実現をめざす。なお、SDGsは普遍的なものであり、すべての国とすべての人による行動を必要としており、それぞれのゴールは相互に独立しているものではなく、すべてのゴールに相関関係があるため、総合的に学べる制度となることを期待する。



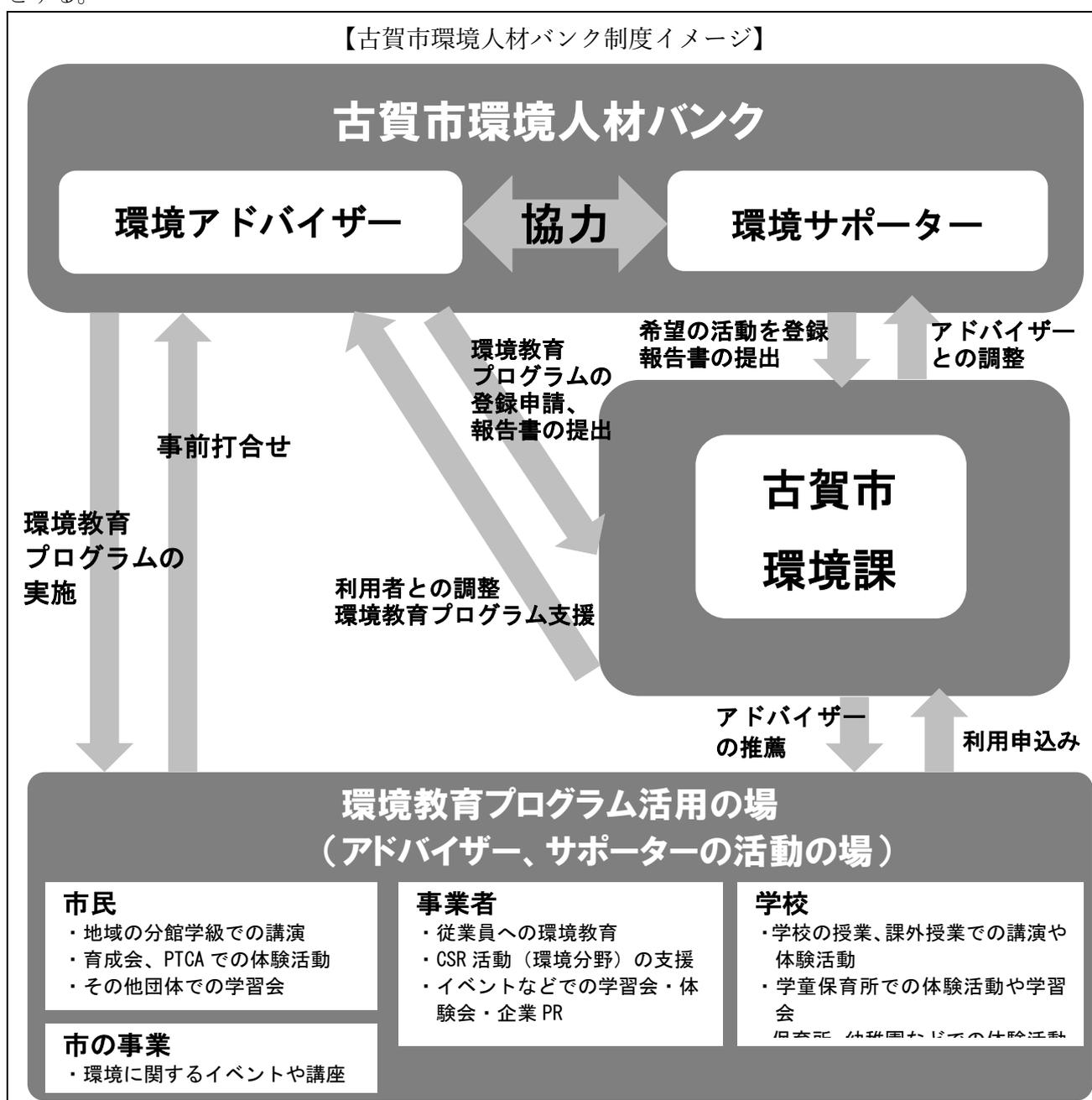
## (2) 制度の内容

本制度においては、講師として環境教育を実施する人を「古賀市環境アドバイザー（以下、アドバイザー）」、アドバイザーを補助的な役割で支援をする人を「古賀市環境サポーター（以下、サポーター）」として「古賀市環境人材バンク」に登録する。

市（以下、事務局）は、アドバイザーが実施する「環境教育プログラム」を公表し、利用希望者（以下、利用者）からの申し込みを受け付け、利用者にアドバイザーを推薦する。

また、アドバイザー・サポーターの交流・研修と新たな人材の育成を図るために、定期的に学習会等を実施する。

なお、専門的知見を要する内容の環境教育を行う場合は、本制度によらず、外部講師の招聘できるものとする。



## 2. 制度の詳細について

### (1) アドバイザーとサポーターについて

#### ①登録

	アドバイザー	サポーター
登録の対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・古賀市民</li> <li>・古賀市内に事業所を持つ事業者及び従業員</li> <li>・古賀市を活動拠点とする団体及び構成員</li> </ul>	
登録の要件	環境に関する専門的な知識や経験を持つ個人・団体	環境に関心のある個人・団体
	※主体的に活動ができる高校生以上を想定	
登録の流れ	<p>①登録を希望する人は、「古賀市環境アドバイザー登録申請書」、「環境教育プログラム登録申請書」を作成し、事務局に提出する。既存の「環境教育プログラム」を実施するアドバイザーとしての登録を希望する場合には、「古賀市環境アドバイザー登録申請書」のみを提出する。</p> <p>②事務局は「環境教育プログラム登録申請書」を確認し、プログラムの採択・不採択を決定する。採択については、以下の全ての条件を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○市の環境に関する方針（古賀市環境基本計画等）に沿ったもの</li> <li>○古賀市の各種方針と相反しないもの</li> <li>○宗教・政治・反社会的活動ではないもの</li> <li>○その他、市長が認めるもの</li> </ul> <p>既存の「環境教育プログラム」を実施するアドバイザーとしての登録希望が行われた場合は、経験や資格、作成アドバイザーの意見等を参考にしながら、当該プログラムの実施の可否について判断する。</p> <p>③申請した「環境教育プログラム」が新規プログラムとして採択されるか、もしくは既存の「環境教育プログラム」を実施することができると判断された場合に、アドバイザーとして登録される。</p>	<p>①登録を希望する人は、「古賀市環境サポーター登録申請書」を提出する。</p> <p>②事務局は申請書を確認し、サポーターとして登録する。</p>
登録の更新	3年毎に更新する。	
その他	事務局は、交流・研修・親睦を目的とした、年に1回の活動報告会と、アドバイザーが講師を務める年に数回の学習会を開催する。活動報告会と学習会は、アドバイザー・サポーター以外にも参加者を広く募り、人の環、活動の環を広げることのできる場とする。	

## ②活動

	アドバイザー	サポーター
活動の対象	宗教・政治活動を除く、環境教育に関する活動	アドバイザーが行う、左記の活動
活動の流れ	<p>①「環境教育プログラム」利用者から事務局に提出された「環境教育プログラム利用申請書」に基づき、事務局は利用者にアドバイザーを推薦する。</p> <p>②事務局に推薦されたアドバイザーは利用者からの連絡を受け、詳しい日程や必要な物、費用負担等について、事前の打ち合わせを行う。</p> <p>③アドバイザーは、必要なサポーターの数と手伝ってほしい内容を事務局に連絡する。</p> <p>④事務局は登録されているサポーターと連絡・調整を行い、調整したサポーターの名簿を、アドバイザーに連絡する。アドバイザーは必要に応じてサポーターと利用者からの依頼内容についての打合せをする。</p> <p>⑤事業の実施</p> <p>⑥アドバイザーは「古賀市環境アドバイザー活動報告書」を事務局に提出する。</p> <p>⑦事務局はアドバイザーに報酬等を支払う。</p>	<p>①「環境教育プログラム」を実施するアドバイザーからの申し出に基づき、事務局は登録されているサポーターと連絡・調整を行い、調整したサポーターの名簿を、アドバイザーに連絡する。</p> <p>②サポーターは、必要に応じて、アドバイザーと事前打ち合わせをする。</p> <p>③事業の実施</p> <p>④サポーターは「古賀市環境サポーター活動報告書」を提出する。</p>
報酬	事務局はアドバイザーに報酬を支払う。	
保険	活動中におけるアドバイザー・サポーターの事故や、アドバイザー・サポーターが第三者を傷つけてしまった場合の保険は、市の「全国市長会市民総合賠償補償保険」で対応する。	
その他	会場費、資料代、材料代、保険料等が必要な場合は、利用者の負担とする。	希望するサポーターに、事務局がボランティア証明書を発行する。

## (2) 環境教育プログラムについて

### ①環境教育プログラムとは

環境教育プログラム（以下、プログラム）とは、アドバイザーを派遣する際に行う講座や実習、体験活動、観察などの事業をまとめたもの。基本的に利用者は、プログラムを選んで事務局に依頼する形となる。

### ②プログラムの登録・公開の流れ

- 1) プログラムの登録を希望するアドバイザーは、「環境教育プログラム登録申請書」を作成し、事務局に提出する。
  - ※アドバイザーが登録できるプログラム数、及びプログラムに掲載するアドバイザー数については、制限を設けない。
  - ※「環境教育プログラム登録申請書」の「◎環境マネジメントシステム」「◎学習指導要領との関連性」などの項目については、アドバイザーの可能な範囲で、専門家の意見を参考にしながら記載する。
  - ※プログラム内容の修正については、作成者からの申し出により、随時行う。
- 2) 事務局はプログラムの内容について精査し、プログラムの採択・不採択を決定する。

採択については、以下の全ての条件を満たすものとする。

  - 市の環境に関する方針（古賀市環境基本計画等）に沿ったもの
  - 古賀市の各種方針と相反しないもの
  - 宗教・政治・反社会的活動ではないもの
  - その他、市長が認めるもの
- 3) 採択されたプログラムについて、「環境教育プログラム一覧」に登録するとともに、市のホームページ等を通じて公開する。
- 4) 新たに登録されたプログラムは、直近の古賀市環境審議会で報告を行う。

### ③プログラムを実施するアドバイザー

「環境教育プログラム」は当該プログラムを作成したアドバイザー、または事務局が当該プログラムを実施することができると判断したアドバイザーが実施する。

### ④プログラムの利用の流れ

- 1) 利用者は「環境教育プログラム一覧」から希望のプログラムを選び、希望のプログラム、希望のアドバイザー、日時、内容、条件などを記載した「環境教育プログラム利用申請書」を事務局に提出する。
  - ※宗教・政治・反社会的活動における、プログラムの利用は不可とする。
- 2) 利用者は、事務局から派遣の推薦をされたアドバイザーへ連絡をし、詳しい日程や必要な物、費用負担等について、事前の打ち合わせを行う。

3) 会場の手配やイベントの周知、参加者の募集、資料の印刷、参加者の保険の手配など、講師  
招聘以外の事務や費用の負担は、利用者が担う。

※講師への報酬等については、利用者の負担は不要とする。